

秋田県木材利用促進条例の概要 ~ ウッドファーストで林業・木材産業の振興を ~

条例の目的 (§ 1)

木材の利用を促進

→ 地域の基盤産業である林業・木材産業の振興 → 本県経済の活性化

目的達成のための施策(3本柱)

1 木材の優先利用(ウッドファースト)の促進 (§ 9)

※ 日常生活・事業活動において木材を優先的に利用 (公共建築物等は法律あり)

2 県産木材の利用の促進 (§ 10)

- ① 県内の森林から産出する木材の利用の促進
- ② 県産木材製品の県内利用の促進

3 県産木材製品の国内販売・輸出の促進 (§ 11)

施策の推進方法

- 関係者による協力体制の整備 (§ 12)
- 市町村が行う施策への協力 (§ 13)
- 木材利用促進指針の作成 (§ 14)
- 実施状況報告の公表 (§ 15)

木材利用促進にあたっての理念 (§ 3)

- 林業・木材産業事業者等の自主的な取組の促進
- 県、市町村、事業者、県民等、関係者の連携・協力のもとに推進
- 県土の保全等、森林の公益的機能の維持増進

理念に則った役割等

● 県 施策の策定・実施の責務 (§ 4)

◎ 森林所有者・林業事業者 (§ 5)
森林の適切な整備・保全に努力
↓
木材の計画的な供給に努力

◎ 木材産業事業者 (§ 6)
県内の森林から産出する木材の利用に努力
国内販売・輸出に努力

○ 県民・一般事業者 (§ 8)
↑
木材の優先利用(ウッドファースト)への理解
県産木材製品の利用に協力

○ 建築関係事業者 (§ 7)
県が行う施策に協力 (県民等への木材利用の提案等)